

（経済産業省経済産業政策局投資促進課）

項 目 名	経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応		
税 目	法人税（法人税法第 82 条～第 82 条の 10、150 条の 3） 地方法人税（地方法人税法第 24 条の 2～第 24 条の 8）		
要 望 の 内 容	OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）における「2本の柱（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）」のうち、市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）については、多数国間条約等の規定の国内法制化が行われる際には、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。 法人税引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的としたグローバル・ミニマム課税（第2の柱）については、企業の実務上顕在化した課題等を踏まえつつ、今後の国際的な議論への参画・対応を行い、企業に過度な負担が生じないよう必要な見直しを検討する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に伴う新たな課税上の課題等に対応した措置を講ずるため、2021 年 10 月、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。 市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）については、2023 年 10 月に多数国間条約案が公表され、早期の署名に向けた交渉が継続している。 グローバル・ミニマム課税（第2の柱）については、各国で実施が進んでいる。我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が、令和6年度税制改正では同ルールについて、OECD により発出された追加ガイダンスの内容や国際的な議論の進展を踏まえた見直しが行われ、2024 年 4 月より適用が開始された。また、令和7年度改正においては、軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）や国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の法制化等がなされ、2026 年 4 月に適用が開始される見込みである。 今後の市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化や、OECD 等での議論を踏まえたグローバル・ミニマム課税の見直しを行う際には、既存制度との関係にも配慮しながら、各制度の対象となる日本企業に過度な負担が生じないようにするとともに、国内外の企業間の公平な競争環境を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする必要がある。 (2) 施策の必要性 OECD/G20 を中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論やそれに基づく国内法制化等の作業は、日本企業と外国企業の公正な競争環境の確保、及び国際的な租税回避の防止に資するものであり、重要である。特にグローバル・ミニマム課税は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるという意味をもつ。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化及び日本の立地環境の改善
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	日本企業と外国企業の国際的な競争条件のイコールフットィング、我が国立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国際合意に基づく市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化や OECD 等での議論を踏まえたグローバル・ミニマム課税の見直しの際には、企業の実務上顕在化した課題等を踏まえつつ、国際的な議論への参画・対応を行い、企業に過度な負担が生じないように必要な見直しを検討することは、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和５年度 新設（グローバル・ミニマム課税（所得合算ルール（IIR））の導入） 令和６年度 拡充（グローバル・ミニマム課税の改正） 令和７年度 拡充（グローバル・ミニマム課税（軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT））の導入）等